

第2号様式 入札公告個別事項【事後審査型】

入 札 公 告 （ 個 別 事 項 ）

東濃西部総合庁舎空調用自動制御設備改修工事に関する一般競争入札公告

東濃西部総合庁舎空調用自動制御設備改修工事について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条の規定により公告します。

入札公告は、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」及び本書より成るものとします。なお、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」は岐阜県ホームページに掲載しています。

なお、この入札は電子入札システムにより執行しますが、商号又は名称、住所、代表者を変更した後に、ICカードの変更手続きをしていない方は、紙入札での参加をお願いします。そのまま、ICカードを使用しますと、入札が無効となる場合や、入札参加資格停止措置となる場合があります。

ご不明な点がありましたら、ご相談ください。

令和8年10月5日

岐阜県知事 江崎 禎英

1 一般競争入札に付する工事

- (1) 工事番号 8 総単工第12号
工 事 名 東濃西部総合庁舎空調用自動制御設備改修工事
(電子入札対象案件)
- (2) 工事場所 多治見市上野町 地内
- (3) 工事概要 空調用自動制御設備改修工事 1式
(空気調和設備、自動制御設備、換気設備等の改修)
※建物概要
本館棟：RC造、5階建て、延べ床面積 4,830.96㎡
試験機械棟：S造、平屋建て、延べ床面積 697.24㎡
- (4) 工 期 契約の日 から 令和9年11月30日 まで
- (5) 予定価格 170,798,100円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 低入札価格調査制度 有
- (7) 最低制限価格制度 無
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。
- (9) 本工事は、電子入札システムを用いて行います。なお、電子入札システムによりがたいものは、事前に発注機関の長の承諾を得た場合に限り書面で提出することができます。
- (10) 本工事は、完全週休2日を原則とした完全週休2日制（土日）工事（現場閉所）です。詳細は「岐阜県発注の完全週休2日制（土日）工事実施要領」を参照してください。
- (11) 本工事は、ASP方式の情報共有システム利用工事です。詳細は「岐阜県情報共有システム運用要領（営繕工事版）」を参照してください。

2 入札参加資格

本工事は、単体又は2者での特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による入札参加とします。

(1) 単体にて入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定（管工事業）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登載業種・総合点数	
管工事業・総合点数750点以上	
施工実績に関する条件	
平成23年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） ただし、当該実績が国、岐阜県及び岐阜県内市町村が発注した工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものに限る。）にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）4,300万円以上の施工実績（新築、増築、改修は問わない。）	

配置技術者に関する条件	
本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年12月1日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 1級管工事施工管理技士又は技術士（衛生工学部門）、若しくはこれらと同等の資格を有する者であること。 イ 平成23年度以降申請期限日までに、元請け人として完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）が4,300万円以上のもの（新築、増築、改修は問わない。）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。	
監理技術者に関する条件	
本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。	
事業所の所在地に関する条件	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を県内に有する者であること。	
設計業務等の受託者等	
対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 （有）エース設備設計 当該工事に係る設計業務等の受託者ではなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。	
その他の条件	
「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。	

- （2）2者の共同企業体にて入札に参加する場合、結成は自主結成とし、入札参加に必要な資格は、次のとおりです。

必要な建設業の許可	
特定（管工事業）（すべての構成員）	
岐阜県建設工事入札参加資格者名簿登録業種・総合点数	
管工事業・総合点数（代表構成員（その出資比率が構成員のうち最大である者をいう。以下同じ）750点以上、その他構成員750点以上）	
構成員の各々の出資比率	
40%以上であること。	
施工実績に関する条件	
<代表構成員> 平成23年度以降申請期限日までに、元請けとして、以下に示す工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。） ただし、当該実績が国、岐阜県及び岐阜県内市町村発注工事、独立行政法人等で、それぞれの設置法において、建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体が発注した工事及び岐阜県の独立行政法人が発注した工事のうち、下記に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。 完成引渡しの済んでいる、建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）4,300万円以上のもの（新築、増築、改修は問わない。）	
配置技術者に関する条件	
<代表構成員> 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準（ア及びイ）を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年12月1日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 1級管工事施工管理技士、技術士（衛生工学部門）又はそれと同等以上の資格を有する者であること。 イ 平成23年度以降申請期限日までに、元請け人として完成引渡しの済んでいる建築設備の建設業法で規定する管工事で、工事費（税込み）4,300万円以上のもの（新築、増築、改修は問わない。）の主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績を有する者であること。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐とは別に追加を義務付けられた技術者としての従事実績は除く（主任技術者、監理技術者として従事した実績には、専任特例1号、専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業法に定める特例監理技術者を含む）及び建設業法第26条の5の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含む。また、共同企業体の構成員として主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。	

＜その他構成員＞ 本工事に従事する主任技術者又は監理技術者は、次の基準を満たし、かつ、本工事の契約工期の始まり時点において配置できる者であること。ただし、本工事の現場施工に着手する日（令和8年12月1日）には専任で配置できる者であること。なお、専任特例1号及び専任特例2号を適用する場合と、建設業法第26条の5を適用する場合は、専任を求めない。 ア 1級管工事施工管理技士、技術士（衛生工学部門）又はそれと同等の資格を有する者であること。	
監理技術者に関する条件	本工事は、専任特例1号、専任特例2号及び建設業法第26条の5の適用を認める工事である。
事業所の所在地に関する条件	いずれの構成員についても、岐阜県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている本店を県内に有する者であること。
設計業務等の受託者等	対象工事に係る設計業務等の受託者は、次に掲げる者です。 （有）エース設備設計 当該工事に係る設計業務等の受託者ではなく、又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと
その他の条件	「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」の「1 入札参加資格に関する事項」に示すとおりとする。

3 担当課【すべての事務処理を現地事務所で実施する場合】

区分	担当課	電話番号	住所
入札担当課	岐阜県総務部管財課 管理調整係	058-272-1150 (内線2416)	〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁舎4階
工事担当課	岐阜県総務部管財課 機械設備係	058-272-1147 (内線2427)	

4 入札日程

手続等	期間・期日	方法・場所
設計図書の閲覧	令和8年10月 5日（月）午前9時から 令和8年10月28日（水）午後4時まで	電子入札システム等よりダウンロード 併せて入札担当課による閲覧
質問書の受付	令和8年10月 5日（月）午前9時から 令和8年10月21日（水）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、工事担当課まで持参
回答書の閲覧	令和8年10月 5日（月）午前9時から 令和8年10月28日（水）午後4時まで	電子入札システムによる 併せて工事担当課による閲覧
申請書の提出	令和8年10月 5日（月）午前9時から 令和8年10月15日（木）午後4時まで	電子入札システムによる ※紙入札者は、入札担当課まで持参
入札参加通知書の通知	令和8年10月19日（月）まで	電子入札システムによる
入札書等の提出受付	令和8年10月27日（火）午前9時から 令和8年10月28日（水）午後4時まで	電子入札システムによる
開札	令和8年10月29日（木） 午前10時から	電子入札システムによる 岐阜県総務部管財課
確認資料の提出 （落札候補者のみ）	令和8年10月30日（金）午前9時から 令和8年11月 2日（月）午後4時まで （ただし、別途提出の指示をした場合はこの 限りではない）	入札担当課まで持参
苦情申立て	入札参加通知書又は入札参加資格不適合通知 書の通知日から起算して7日以内（県の休日 を含まない。）	入札担当課まで持参 書面（様式は自由）
苦情申立てに対する回 答	苦情申立てができる最終日の翌日から起算し て原則として10日以内（県の休日を含まない 。）	書面により回答
入札結果の公表	落札決定した日	入札情報サービス又は県ホームページに よる 併せて入札担当課による閲覧

※)紙入札者の場合は、持参を認めますが郵送又は電送によるものは受け付けません（期間・期日は同じ）

注)提出書類については、「第1号様式 入札公告共通事項【事後審査型】」に記載しています。